

(趣旨)

第1条 この要領は、大野町広告掲載要綱(平成24年大野町要綱第2号。以下「要綱」という。)に基づき、町で掲出する広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲出の基準)

第2条 広告を掲出できる者(以下「広告主」という。)及び広告内容の範囲は、要綱第4条及び第5条の規定によるものとする。

(掲出場所及び規格等)

第3条 広告の掲出場所、広告の規格及び種類、数量並びに掲出する位置は、次のとおりとする。

場所	規格	種類	数量
大野町庁舎1階ロビー内(町長が指定する位置)	B2版(縦728mm×横515mm)	ポスター	2枠

(掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、1月単位で1年以内とする。ただし、更新は妨げない。

(掲出料等)

第5条 広告掲出料は、1枠につき月額5,000円とする。

2 広告主は、広告掲出料を納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

(募集)

第6条 広告の募集は、町ホームページその他の方法により、随時行うものとする。

(申込み等)

第7条 広告主は、大野町庁舎広告掲出申込書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(決定)

第8条 町長は、前条の申込書を受理したときは、第2条の規定により掲出の可否を決定し、大野町庁舎広告掲出許可(不許可)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 広告の掲出が適当と決定した件数が、当該広告の枠を超えたときは、申込み順により広告の掲出を決定する。

(掲出原稿)

第9条 掲出する原稿は、広告主が作成し、町長が指定する日までに提出するものとする。

2 広告の原稿作成に要する費用は、広告主が負担するものとする。

3 町長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、要綱第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(変更)

第10条 広告主は、広告掲出期間が複数月の場合は、当該広告の内容を、原則として、1月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、町長にあらかじめ協議の上、町長が指定する日までに、広告の原稿を提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、前条第3項の規定を準用する。

(掲出及び撤去)

第11条 広告の掲出及び撤去は、広告主がその費用を負担して行うものとする。

(決定の取消し)

第12条 町長は、要綱第4条又は第5条に該当するときは、広告掲出期間中であっても広告掲出の中止をすることができる。

2 町長は、前項の規定により広告掲出の中止をしたときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による広告掲出の中止をしたことにより広告主が損害を受けることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(掲出中止申出)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲出の中止をするときは、書面により町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去させ、広告掲出の中止をするものとする。

(掲出料の返還)

第14条 既に納付した広告掲出料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲出しなかったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 返還する広告掲出料については、掲出しなかった月数に応じて算出するものとする。この場合において、月の途中で掲出しなくなったときは、当該月の広告掲出料については返還しない。

(責務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長及び広告主が協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大野町庁舎広告掲出申込書

大野町長 様

掲出申込者 所在地・住所
法人・団体名
代表者氏名
(主な職種) ()
電話番号／FAX番号
メールアドレス

大野町庁舎に広告を掲出したいので申し込みます。
なお、広告掲出にあたって、大野町広告掲載要綱及び大野町庁舎広告掲出取扱要領の規定に違反しないことを約束します。

記

広告の掲出位置	大野町庁舎ロビー内
内容、業種等	
掲出希望月	年 月 ～ 年 月
広告掲出料	広告掲出が決定したときは、広告掲出料 円を支払います。 ※月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
その他	1 大野町広告掲載要綱及び大野町庁舎広告掲出取扱要領を遵守してください。 2 広告内容に関する一切の責任は広告主が負います。 3 市町村民税の納付状況（直近1年度分）を確認できる書類を提出してください。

※広告内容は具体的に記載してください。
※申込書を受理した後、掲出の可否について通知します。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

大野町庁舎広告掲出許可（不許可）通知書

（掲出申込者）様

大野町長



月 日付けで申し込みのあった大野町庁舎広告掲出については、許可（不許可）
としたので、大野町庁舎広告掲出取扱要領8条の規定により通知します。

記

広告の掲出位置	大野町庁舎ロビー内
内容、業種等	
掲出希望月	年 月 ～ 年 月
広告掲出料	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）